四　原子力防災要員の配置及び原子力防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
五　放射線測定設備その他防災のための設備の設置及び維持に関すること。
六　原子力防災資機材の備付け及び保守点検に関すること。
七　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号。以下「令」という。）第六条第四項に規定する事象その他の事象による原子力災害を想定した防災訓練の実施及びその評価に関すること。
八　令第四条第四項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合における原子力防災管理者の内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、警察機関その他の関係機関への通報及びこれらの機関への当該特定事象の経過の連絡に関すること。
九　特定事象が発生した場合における原子力災害の発生又は拡大の防止のために行う応急措置の実施及びその措置の概要についての報告に関すること。
十　緊急事態応急対策の実施（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）に関すること。
十一　緊急事態応急対策が実施される場合における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施に関すること。
十二　原子力災害事後対策の実施（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）に関すること。
十三　原子力災害事後対策が実施される場合における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施に関すること。
十四　他の原子力事業者への協力に関すること。
十五　原子力事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。
十六　前各号に掲げるもののほか、原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止のため原子力防災組織が行うべき業務に関し必要な事項

2　前項に掲げるもののほか、原子力事業者のうち実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）を設置する者は、法第七条第一項の原子力事業者防災業務計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。）並びに緊急時対策所における非常用通信機器及びテレビ会議システムの整備及び運用に関すること。
二　原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点（以下「原子力事業所災害対策支援拠点」という。）の整備及び運用に関すること。
三　原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）並びに原子力施設事態即応センターにおける非常用通信機器及びテレビ会議システムの整備及び運用に関すること。
四　原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する設備（以下「原子力事業所内情報等伝送設備」という。）の整備及び運用に関すること。
五　緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備における非常用電源の整備その他の自然災害が発生した場合におけるこれらの機能の維持に関すること。
六　総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設と独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワークと緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターにおける非常用通信機器及びテレビ会議システム並びに原子力事業所内情報等伝送設備との接続の確保に関すること。
七　放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理するための組織の整備及び運用に関すること。

3　原子力事業者が原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な原子力防災組織の業務の一部を委託する場合においては、当該原子力事業所の原子力事業者防災業務計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに委託する業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。
4　原子力事業者防災業務計画は、当該原子力事業所に係る規制法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十六条の三第一項の規定に基づく保安規定の認可の申請書を提出する日までに作成しなければならない。
5　法第七条第三項の規定による届出は、別記様式第一の届出書によってしなければならない。
（通報手続）
第三条　法第十条第一項前段による事業所外運搬に係る事象以外の事象が発生した場合における通報は、別記様式第二によるものとする。この場合において、通報の方法は、第四条第一項のファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に複数の者に送信するものとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連絡することにより行わなければならない。
（原子力防災資機材）
第四条　法第十一条第二項の原子力防災資機材は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる機能又は品名ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上とする。

一　放射線障害防護用具	イ　汚染防護服	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号。以下「通報事象等省令」という。）第二条第一項第四号から第十号までの業務を行う原子力防災要員の数
	ロ　呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	通報事象等省令第二条第一項第五号の業務を行う原子力防災要員の数
	ハ　フィルター付き防護マスク	通報事象等省令第二条第一項第四号から第十号までの業務を行う原子力防災要員の数
二　非常用通信機器	イ　通常の業務に使用しない電話回線	一回線
	ロ　ファクシミリ装置	一台
	ハ　特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	通報事象等省令第二条第一項第四号から第十号までに掲げる業務ごとに一台
三　計測器等	イ　排気筒その他通常時に建屋の外部に放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	それぞれの放出場所に関して一台
	ロ　ガンマ線測定用可搬式測定器	四台
	ハ　中性子線測定用可搬式測定器	二台
	ニ　空間放射線積算線量計	四個